

## 特定非営利活動法人ら・し・さ 終活アドバイザー協会 会員倫理規程

会員倫理規程は全 13 条からなり、終活アドバイザーが相談者や終活アドバイザー協会、また、対外的に順守しなければならない事項で、会員の根底となる行動規範です。

- 第 1 条 会員は、順法精神に基づき、顧客の利益を最大限に考慮して行動しなければならない。
- 第 2 条 会員は、顧客が判断を誤らないように、それに必要な情報を十分に開示し、業務の適正性、公正性を保たなければならない。
- 第 3 条 会員は、顧客との利益相反が生じる場合は、これを顧客に開示して、その行為を回避しなければならない。
- 第 4 条 会員は、人生後半期のライフプラン及び終活に関するアドバイザーとして常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。
- 第 5 条 会員は、業務上知り得た顧客の秘密を厳守し、節度のある行動をとらなければならない。
- 第 6 条 会員は、終活の専門家としての誇りと責任をもち、業務を誠実に行わなければならない。
- 第 7 条 会員は、自己の紹介や業務の成果で、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
- 第 8 条 会員は、顧客への自己の説明が、協会の見解であるかのごとく、あるいは自己が協会を代弁しているかのごとく、顧客に誤解を与えてはならない。
- 第 9 条 会員は、自己の責任において業務を実行し、その業務について協会が責任をもつような印象を顧客に与えてはならない。
- 第 10 条 会員は、協会もしくは他の専門家の信用を傷つけ、協会もしくは他の専門家の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 第 11 条 会員は、協会が定めた会費を納入することによって、協会の維持、発展と終活アドバイザーの価値の向上に寄与することを自覚しなければならない。
- 第 12 条 会員は、資格・許可が必要とされる業務については、それを得ることなくその業務を行ってはならず、また、業務上、これらの法令に抵触しないよう細心の注意をしなければならない。
- 第 13 条 会員は、本規程その他の協会の規約等を誠実に順守し、終活アドバイザーの発展及び他の会員との協調に努めなければならない。

制定日：平成 28 年 3 月 1 日  
特定非営利活動法人ら・し・さ  
終活アドバイザー協会  
理事長 若色 信悟